

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～車両系建設機械の作業計画により作業を行わなかった疑い～

江南労働基準監督署（署長 武聡太）は、令和8年10月23日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁一宮支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社新^{しんせい}星工業^{こうぎょう}ほか1名

（所在地：岐阜県可児市久々利 事業内容：舗装工事業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第155条第1項（作業計画）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和8年7月29日、愛知県丹羽郡大口町秋田一丁目地内にある舗装工事現場において、被疑者の雇用する男性労働者（57歳）が、車両系建設機械であるモーター・グレーダーに激突され、多発外傷により死亡する災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ定めた作業計画により作業を行わなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、作業計画で定めた運行経路から逸脱して作業した疑いがあるもの。

5. 参考事項

（1）モーター・グレーダーについて（末尾の図参照）

モーター・グレーダーとは、労働安全衛生法上の「車両系建設機械」の一種で、「整地・運搬・積込み用機械」に分類される。

機体に付属する排土板（ブレード）により、不整地を均したり、溝を掘ったりする作業に用いられる。

（2）作業計画について

作業計画とは、労働安全衛生法上、車両系建設機械を用いて作業を行うとき

に作成が義務付けられている計画である。

作業計画では、最低でも①使用する車両系建設機械の種類及び能力、②車両系建設機械の運行経路、③車両系建設機械による作業の方法を示す必要がある。

6. 関係法条文

労働安全衛生法

第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
（以下略）

第 119 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（略）の規定に違反したとき。
（以下略）

第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第 155 条第 1 項（作業計画）

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

第 155 条第 2 項（作業計画）

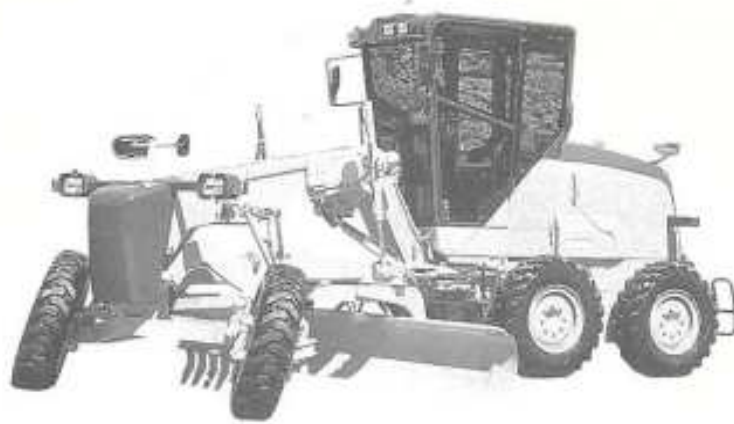
前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- 二 車両系建設機械の運行経路
- 三 車両系建設機械による作業の方法

第 155 条第 3 項（作業計画）

事業者は、第 1 項の作業計画を定めたときは、前項第 2 号及び第 3 号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

【図】 モーター・グレーダーの例



【出典】

編集・発行 建設業労働災害防止協会（初版 昭和 48 年 4 月 2 日）
「車両系建設機械運転者教本（整地・運搬・積込み用及び掘削用）」